

仕 様 書

本仕様書は、生駒市（以下「市」という。）所有の生駒市庁舎で使用する都市ガスについて、ガス供給者（以下「供給者」という。）が供給する都市ガスに適用する。

1 概 要

- (1) 件 名 生駒市庁舎に係るガス需給（長期継続契約）
- (2) 供 給 場 所 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号
- (3) ガスの種類 都市ガス 1 3 A
- (4) 供給熱量 一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款による
- (5) 契約内容 別紙 1 のとおり
- (6) 予定使用量 予定ガス総使用量 9 2, 3 0 0 m³
月別予定ガス使用量については別紙 2 のとおり

*使用量は料金算出のためのデーターであり、使用量を保証するものではない。

- (7) 保安責任分界点 区分バルブからガス機器廻りの保安責任はガス小売り事業者がこれを負う
- (8) 供給圧力 低圧
- (9) 対象メーター 2 5 号× 1、1 2 0 号× 1
- (10) 予定年間取引量（予定年間使用量の 7 0 % 以上） 6 4, 6 1 0 m³

2 供給期間

令和 8 年 1 2 月の定例検針日の翌日から令和 9 年 1 2 月の定例検針日まで

3 検針日及び計量

計量は、毎月 1 回、一般ガス導管事業者が定める検針日に、一般ガス導管事業者が設置した計量機により検針を行うものとする。

4 保安

- (1) 供給者は、ガス事業法の定めるところによりガス消費機器について保安責任を負うものとする。
- (2) 保安責任分界点は、ガス工作物の末端のバルブとする。

5 ガス料金の算定

- (1) 料金制度は、基本料金、流量基本料金、従量料金に基づく三部料金制度など、供給者が設定することができる。

- (2) 札における単位料金は、全日本通関統計の令和8年1月から令和8年3月の公表値の平均原料価格（LNG 87,103円／t、LPG 88,922円／t）を用いて算出し、その算出方法を提示するものとする。なお、石油石炭税等租税課金はLNG 1,860円／t、LPG 1,860円／tを用いて算出するものとする。
- (3) 単位料金は、令和8年4月1日時点で実施される託送供給料金を用いて算出するものとする。
- (4) 単位料金は、供給者の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。
- (5) 単位および端数処理について、使用量単位を立方メートル単位の整数とし、料金その他の計算における合計金額の単位は1円として端数は切り捨てる。

6 支払方法

供給者は、算定された当該月分の料金を適法な請求書で速やかに市に請求し、市は供給者が定める供給条件等の規定に基づきその代金を支払うものとする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項については、供給者の定める約款等の規定に準ずるものとし、それ以外の事項は、市及び供給者両者において協議する。

別紙 1

生駒市庁舎におけるガスメーター一覧

施設名	住所	用途	供給地特定番号	号数
生駒市役所	生駒市東新町 8 番 3 8 号	一般	00212800071099906	2 5 号
生駒市役所	生駒市東新町 8 番 3 8 号	空調	00212200071059804	1 2 0 号

別紙2

使用ガス量

(月別ガス使用量)

使用月	使用量 (m ³)	備 考
4 月	3, 5 0 0	過去実績より推計
5 月	6 0 0	過去実績より推計
6 月	3, 1 0 0	過去実績より推計
7 月	9, 2 0 0	過去実績より推計
8 月	1 2, 1 0 0	過去実績より推計
9 月	9, 5 0 0	過去実績より推計
1 0 月	3, 8 0 0	過去実績より推計
1 1 月	2, 1 0 0	過去実績より推計
1 2 月	9, 1 0 0	過去実績より推計
1 月	1 3, 2 0 0	過去実績より推計
2 月	1 3, 4 0 0	過去実績より推計
3 月	1 2, 7 0 0	過去実績より推計
合 計	9 2, 3 0 0	